

枚方市立樟葉南小学校

# 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

# いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止等のための基本的な考え方

本校において、いじめや体罰は重大な人権侵害にとらえ、いじめ防止対策推進法の目的（いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を感じさせる恐れがある等）を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行います。

また、家庭や地域とも協力しながら、学校教育目標である「夢や志を持ち、変化の激しい未来を生き抜く、たくましい子どもの育成～笑顔あふれる学校～」をめざすべく、子どもが自分自身を、そして全ての人々が安心して笑顔で学校生活を送れるよう、「樟葉南小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

### <いじめの定義>

「いじめとは、児童等に対し当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」となっています。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的・形式的なものではなく、いじめを受けた子どもの立場にたって行います。具体的ないじめの態様として、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめの未然防止のための具体的な方策

### (1) いじめについての共通理解

学校経営方針に示された人権尊重の指針を全教職員が深く受け止め日常の教育活動に取り組むとともに、いじめ対応に係る実践的かつ継続的な職員研修等を通して不断に人権感覚の向上に組織的に取り組みます。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てるために、教科や特別活動など日常的に話し合い活動を行い、自らの思いを伝え、それを受け止める取り組みを進めます。
- ・児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、各行事や平素の教育活動においてグループ学習や班活動に取り組み、児童相互が協力していくことの場面を意識して設定していきます。
- ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスマネジメント教育やアンダーコントロールの視点も取り入れていきます。

### (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

平素の授業や取組について、教師から児童一人ひとりに「ほめること」を大切にしていく。また、児童相互の話し合い、認め合い活動を重視し「できた」「わかった」ことを増やし、充足感や成就した喜びを感じさせる取り組みを持たせます。

### (4) 教育相談体制の構築

いじめを早期に発見するために、児童や保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう生徒指導主担者が窓口となり、より一層心の教室相談員やスクールカウンセラーとも連携し、相談体制の充実と活用を進めます。児童には窓口の先生や担任以外でも自分にとって相談しやすい先生に相談ができることを伝え、いじめの早期発見に努めます。また、生活アンケート等を実施するとともに、SOSを発信できないでいる子どもへの困り感の把握に努め、いじめの早期発見・対応を進めます。その他、教育委員会の「いじめ専用ホットライン」、メール相談、ぽーちSNS相談、すこやか教育相談等、多様な相談体制を活用できるように、周知します。

### 3. いじめ未然防止のための学校体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記のとおり、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(構成員)

校長、教頭、教務、生徒指導担当者、養護教諭、支援コーディネーター、学年主任、担任  
 ※スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家を含める

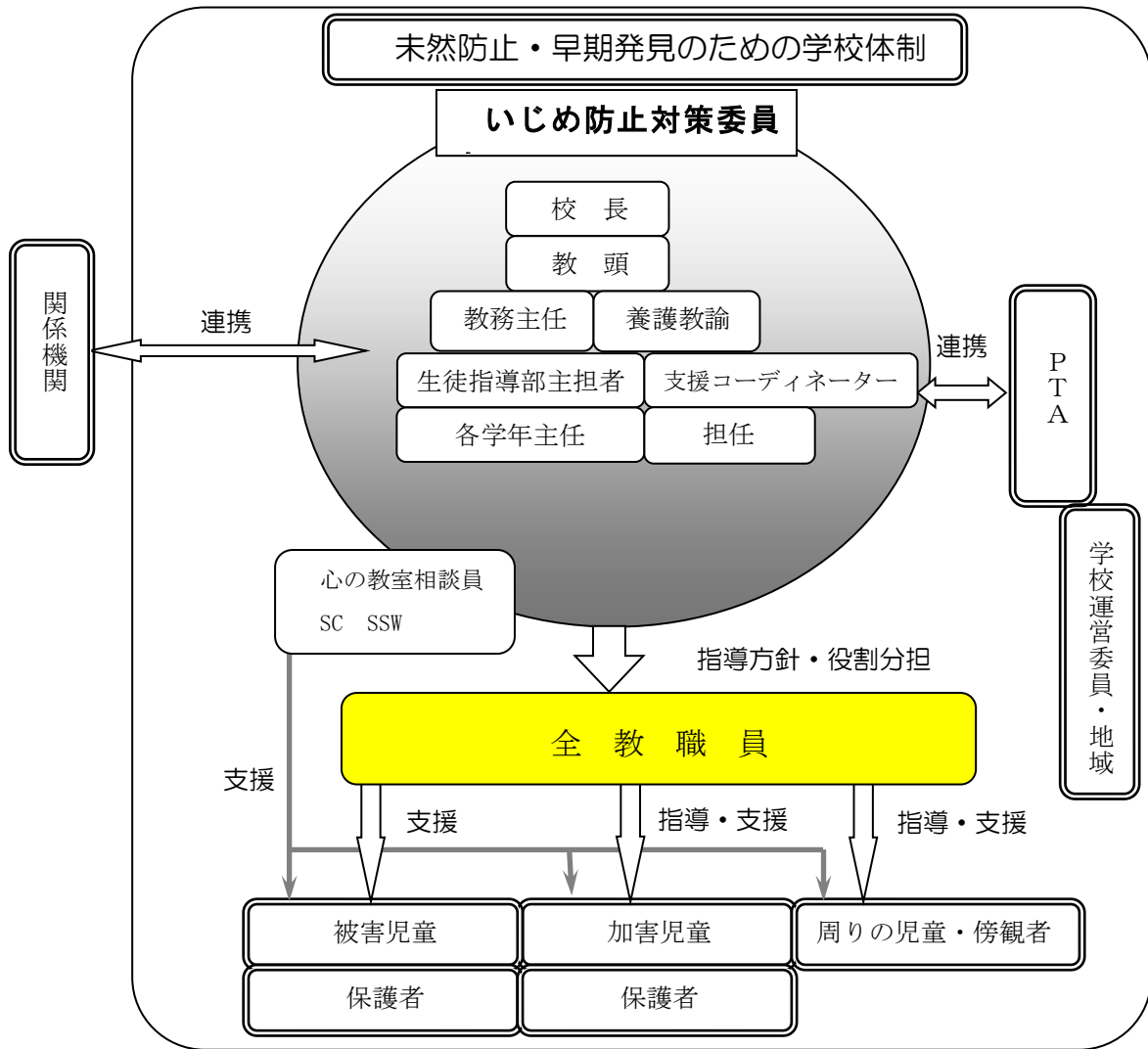
(役割)

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や子どもたちの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・「いじめ防止対策推進法」28条に規定される「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施する。
- ・学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す役割

#### 【年間計画】

月	実施内容
4	いじめ防止基本方針の見直し・確認 教職員研修 学級懇談会 家庭訪問、児童、保護者への相談窓口周知 いじめ対策委員会（年間計画の確認、前年度の引き継ぎ等） *いじめ対策委員会は、この後、随時行う。
5	生活アンケート 家庭訪問、アセスメント会議
6	生活アンケート
7	生活アンケート 個人懇談会
9	生活アンケート アセスメント会議
10	生活アンケート
11	生活アンケート
12	生活アンケート 個人懇談会
1	生活アンケート
2	生活アンケート
3	アセスメント会議 いじめについての年間の検証を行い、共通理解を図る
通年	心の教室相談（週1回が基本）、スクールカウンセラー（月1回）、SSW（随時） 職員会議でいじめ防止について共通理解を図る

【未然防止・早期発見のための学校体制】



4. いじめ発見・通報を受けた時の対応

(1) いじめの疑いがある場合

- ・ささいな兆候であっても早い段階からの確に関わる。児童や保護者からの相談や訴えにも真摯に対応し、いじめを受けた児童や通報した児童の安全を確保します。

(2) 一人で抱え込まない指導と組織的な対応

- ・事案を把握した時点で速やかに学年主任や生徒指導主担者に報告し、いじめ対策委員会で情報を共有し、対応の協議を行い速やかな事実確認を行います。

(3) いじめられた児童や保護者への対応

- ・いじめられた児童や保護者に寄り添い、支援する体制を構築します。その際、当該の児童にとって安心し、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめ対策対策委員会が中心となって対応します。状況に応じて、心の教室相談員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家と連携していきます。

#### (4)いじめを行った児童及び周りの児童への指導

- ・いじめを行った児童に対しては、単に厳しく指導するだけではなく、内面に迫る指導を丁寧に  
行い、継続的に再発防止に向けた適切な支援・指導を行います。また、保護者とも連携し、協  
力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ・いじめを見ている子どもたちにも「仲裁者」「通報者」になるよう指導し、はやしたてたり、面白  
がっている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」であっても、自分の問題としてとらえ  
させ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

#### (5)関係機関との連携・報告

- ・必要に応じて、心の教育相談員や SC、SSC、子どもの育ち見守りセンター、子ども家庭センタ  
ー、教育委員会とも連携し、被害児童やその保護者及び加害児童やその保護者の対応とケ  
アにあたります。
- ・重大事案と思われる案件については、直ちに教育委員会に報告し対応にあたります。

#### 相談窓口

- ・樟葉南小学校…窓口：生徒指導担当者 電話 050-7102-9096  
その他、管理職、担任、養護教諭など誰でも結構です。
- ・枚方市子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン)  
月～金 9時～17時(祝日、年末年始を除く) 電話 072-809-7867
- ・こども未来部まるっと子どもセンター  
月～金 9時～17時30分(祝日、年末年始を除く) 電話 050-7102-3220
- ・大阪府中央子ども家庭センター  
月～金 9時～17時45分(祝日、年末年始を除く) 電話 072-828-0161
- ・大阪府すこやか教育相談24 電話 0120-0-78310(年中無休)

#### (6)いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要  
があります。

##### ○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が  
相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

##### ○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等  
により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消してい

る」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

## 5. 重大事態への対処

### (1) 重大事態に関わる調査

#### ・調査を要する重大事態

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・子どもたちが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としています。欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組みます。

本校では欠席で連絡がない場合は午前中に家庭へ連絡します。また、欠席内容がはっきりしない場合は日数に限らず、「おかしい」と考え、児童の状況を再考し、危機管理意識を持って対応していきます。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合には、相談内容で判断せず、相手側の立場に立ち、重大事態として丁寧に対応していきます。

### (2) 重大事態の報告

本校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。同時に関係機関、地域諸団体と連携していきます。

### (3) 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

ア) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ①いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を実施します。
- ②いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童の安全を確保することを最優先とした調査実施します。
- ③調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をやめさせます。
- ④いじめを受けた児童に対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行います。
- ⑤調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にします。
- ⑥事案の重大性をふまえて、教育委員会のより指導・支援の下、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたります。

#### イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ①いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該の児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。
- ②調査方法として、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

##### ア) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ①学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。その際、市長への調査結果の報告にあたり、いじめを受けた子ども及びその保護者が希望する場合には、調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨、予め説明します。
- ②情報の提供にあたっては、学校は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないようにします。

##### イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に報告します。

##### ウ) 調査結果の公表

調査結果については、公表することを原則として、教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた子ども及びその保護者の意向、公表した場合の子どもたちへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。

調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた子ども及びその保護者と確認します。